

平成25年度 第2回

大阪府都市計画審議会

会議録

【 抜 粋 】

日 時：平成25年12月19日（木）

午後2時～午後3時5分

場 所：大阪府中央区大手前三丁目1番43号

ホテルプリムローズ大阪2階 鳳凰の間

平成25年度 第2回大阪府都市計画審議会委員名簿

番号	資格	氏名	職名	出欠	備考
1	学識経験の者 あ る	小林 潔 司	京都大学教授	出	会長
2		矢 守 克 也	京都大学教授	出	会長代理
3		児 島 亜 紀 子	大阪府立大学教授	欠	
4		近 藤 明	大阪大学教授	出	
5		嘉 名 光 市	大阪市立大学准教授	出	
6		乾 惠 美 子	大阪商工会議所女性会常任委員	出	
7		滋 野 由 紀 子	大阪市立大学教授	出	
8		赤 津 加 奈 美	弁護士	出	
9		井 川 勝 巳	大阪府農業会議会長	欠	
10		加 我 宏 之	大阪府立大学准教授	出	
11		松 村 暢 彦	大阪大学准教授	欠	
12	関係行政機関 の 職 員	中 村 英 男	近畿農政局長	出	代理:農村振興課長 佐藤 吉信
13		小 林 利 典	近畿経済産業局長	欠	
14		池 内 幸 司	近畿地方整備局長	出	代理:広域計画課長 寺山 正樹
15		大 久 保 仁	近畿運輸局長	出	代理:企画観光部次長 山口 勝彦
16		田 中 法 昌	大阪府警察本部長	欠	
17	府 議 会 議 員	坂 上 敏 也	府議会議員 (維新)	出	
18		中 谷 恭 典	府議会議員 (維新)	出	
19		宮 本 一 孝	府議会議員 (維新)	出	
20		橋 本 和 昌	府議会議員 (維新)	出	
21		八 重 樫 善 幸	府議会議員 (公明)	出	
22		後 藤 太 平	府議会議員 (公明)	出	
23		北 川 法 夫	府議会議員 (自民)	出	
24		富 田 健 治	府議会議員 (民主)	欠	
25	市町村の長を 代表する者	森 山 一 正	大阪府市長会会長	欠	
26		松 本 昌 親	大阪府町村長会会長	出	
27	市町村議会の 議長を代表 する者	橋 本 邦 寿	大阪府市議会議長会会長	出	
28		田 島 乾 正	大阪府町村議長会会長	出	
29	大阪市長及び 大阪市会議長	橋 下 徹	大阪市長	出	代理:都市計画局長 佐藤 道彦
30		木 下 吉 信	大阪市会議長	出	

※ 委員30名中23名出席

平成25年度 第2回大阪府都市計画審議会臨時委員名簿

番号	職名	氏名	関連議案番号	出欠
1	泉南市長	向井 通彦	議第368号	出
2	泉南市議会議長	中尾 広域		出

平成25年度 第2回大阪府都市計画審議会幹事名簿

番号	職名	氏名	出欠	備考
1	都市整備部長	村上 毅	欠	
2	都市整備部技監	田中 義宏	出	
3	都市整備部次長	小幡 齊	欠	
4	都市整備総務課長	石田 幸祐	欠	
5	事業管理室長	芝池 利尚	欠	
6	総合計画課長	川上 隆	出	臨時幹事:総合計画課参事 高階 宏 臨時幹事:総合計画課参事 橋田 雅弘
7	市街地整備課長	池田 一郎	※	臨時幹事:市街地整備課課長補佐 渡部 恭三
8	交通道路室長	井出 仁雄	※	臨時幹事:道路整備課参事 松江 琢也
9	河川室長	吉村 庄平	※	臨時幹事:河川整備課主査 吉田 博文
10	下水道室長	中須賀 剛三郎	出	
11	公園課長	山口 耕市	出	
12	港湾局長	井上 博睦	欠	
13	住宅まちづくり部長	佐野 裕俊	欠	臨時幹事:住宅まちづくり総務課課長補佐 中岡 正憲
14	住宅まちづくり部技監	横小路 敏弘	欠	
15	住宅まちづくり部理事	竹内 廣行	欠	
16	住宅まちづくり部次長	西田 昌弘	欠	
17	居住企画課長	越智 正一	欠	
18	建築指導室長	田村 卓司	欠	
19	住宅経営室長	岩田 恵二	欠	
20	危機管理室長	福井 淳太	欠	
21	企画室長	榮野 正夫	※	臨時幹事:企画室計画課参事 三条 健二
22	市町村課長	堀井 善久	※	臨時幹事:市町村課副主査 森景 文英
23	福祉総務課長	飯田 哲司	※	臨時幹事:福祉総務課総括補佐 山本 信幸
24	健康医療総務課長	宮口 智明	欠	
25	環境衛生課長	桐山 晴光	欠	
26	商工労働総務課長	村上 和也	欠	
27	みどり・都市環境室長	西山 潤二	※	臨時幹事:みどり・都市環境室参事 波田 智行
28	循環型社会推進室長	山本 達也	出	
29	環境管理室長	谷口 靖彦	欠	
30	農政室長	北宅 久友	※	臨時幹事:農政室整備課課長補佐 中島 義昭
31	教育総務企画課長	見浪 陽一	欠	
32	施設財務課長	福本 芳次	※	臨時幹事:施設財務課課長補佐 羽柴 章司
33	文化財保護課長	荒井 大作	※	臨時幹事:文化財保護課副主査 関 真一
34	府警本部交通規制課長	今井 康雄	※	臨時幹事:交通規制課警視 三浦 裕

※ 代理として任命した臨時幹事が出席

平成25年度 第2回大阪府都市計画審議会臨時幹事名簿

番号	職名	氏名	関連議案番号	出欠
1	寝屋川市まち政策部長	茂福 隆幸	議第363号 議第364号	出
2	寝屋川市まち政策部都市政策室係長	住本 泰弘		出
3	大東市街づくり部都市政策課長	戸梶 重信	議第365号	出
4	大東市街づくり部都市政策課上席主査	永野 幸宏		出
5	羽曳野市都市開発部長	藤高 一豊	議第366号	出
6	羽曳野市都市開発部都市計画課長	椿原 稔		出
7	泉佐野市都市整備部都市計画課長	藤基 忠興	議第367号	出
8	泉南市都市整備部長	土井 聡	議第368号	出
9	泉南市都市整備部都市計画課長	稲垣 豊司		出
10	阪南市事業部長	草竹 靖典	議第369号	出
11	阪南市事業部副理事兼都市整備課長	川上 哲二		出
12	富田林市まちづくり政策部長	北野 俊夫	議第370号	出
13	富田林市まちづくり政策部 まちづくり推進課長	仲野 仁人		出
14	泉大津市都市政策部次長	谷 誠次	議第371号	出
15	和泉市上下水道部理事	渡土 敏彦		出
16	和泉市上下水道部下水道整備課長	由比 淳		出
17	高石市土木部長	木寄 茂巳		出
18	高石市土木部上下水道課長	弓中 俊幸		出

目 次

8 議第370号「東部大阪、南部大阪都市計画緑地の変更」について.....	21
---------------------------------------	----

8 議第370号「東部大阪、南部大阪都市計画緑地の変更」について

【幹事】（川上隆君） 議第370号「東部大阪、南部大阪都市計画緑地の変更」については、「都市計画公園・緑地の見直し」に伴う変更案件でございます。まず、都市計画公園・緑地の見直しにつきましては、平成24年3月に策定しました「都市計画公園・緑地（府営公園）見直しの基本方針」に基づき、府営公園の未着手区域ごとに評価を行っていますので、その方針について、簡単に、ご説明いたします。

見直しの背景として、府域における一人当たりの公園緑地面積が少なく、府民の8割が都市部のみどりが少ないと感じている中で、人口減少、少子高齢化、また、自治体の財政状況の悪化など社会経済情勢がこれまでとは大きく変化しつつあります。今後、都市計画公園・緑地では、一層建築制限の長期化が懸念され、これまで以上に事業に対する説明責任を果たす必要性が高まっています。

また、都市計画の見直しを重視する国の動向や、南海・東南海地震など災害リスクの高まり、ヒートアイランド現象などによる都市環境の悪化などから、災害リスクへの対応、さらに、みどりを早期に実現していく必要があることな

どの課題にも直面しています。その上で、基本方針では、都市づくりにおいて「みどり」の施策を重要視し、「みどり」の充実を一層しっかりと行っていける現実性のある施策を展開するために、都市計画公園・緑地だけでなく、施設緑地や地域制緑地等を一体的に評価し、都市計画公園・緑地の見直しを行うこととしています。

具体的な評価の手順としては、基本方針に基づくフローにより、公園緑地の見直し対象区域ごとに評価を行うこととしております。まず、公園緑地としての必要性について、防災、環境、景観に資する「存在効果」、スポーツ、レクリエーションに資する「利用効果」、商業、観光、教育、文化等に資する「媒体効果」の3つの効果を基本に、他の都市計画との関連性や上位計画における位置付けなど、都市計画上の確認と併せて評価することとしています。

公園緑地としての必要性が低い場合は、都市計画を廃止とし、新たな土地利用に対する配慮の検討を行うこととしています。また、必要性が高い場合は、公園緑地機能の代替性の評価を行います。一定の担保性のある地域制緑地等によるみどりの機能の代替性がある場合は廃止とし、ない場合は、都市計画公園・緑地として存続とし、公園緑地として整備する必要があるため、実現性を評価します。実現性が高いものについては「整備」、実現性が低いものについては、「整備保留」としています。以上が「都市計画公園・緑地（府営公園）見直しの基本方針」の概要であります。なお、見直しスケジュールにつきましては、平成26年度までに、見直しを図る予定であります。

それでは、議第370号「東部大阪、南部大阪都市計画緑地の変更」についてご説明いたします。議案書29ページから31ページ、資料33ページから36ページをご覧ください。本案件は、柏原市、藤井寺市、羽曳野市、富田林市及び河南町の4市1町域にまたがる都市計画緑地石川河川公園の見直しに関するものであります。

本公園は、一級河川石川の主に河川敷を区域とするもので、計画面積約172ヘクタール、平成4年に計画決定され、現在約73.7ヘクタールを開設しております。今回、富田林市域の川西大橋付近における石川左岸堤防の市街地側の未着手区域約1.4ヘクタールについて、見直し評価を行ったものであります。

この未着手区域については、当初計画でトイレ、駐車場等の便益施設でございますので、存在効果としては、防災・環境・景観機能についての必要性が低く、また、利用効果、媒体効果についても、便宜施設が河川法の改正により河川敷に設けられるようになったことから、その必要性は低いものと考えております。また、都市計画上の確認として、上位計画で位置付けもございませんでした。このため、公園緑地としての必要性は低いものと評価し、当該区域については廃止としております。

以上をフローに従い評価いたしますと、未着手区域におけるみどりの効果及び都市計画上の確認に関し、公園緑地としての必要性は低いことから、一部区域について廃止するものです。なお、都市計画廃止後の新たな土地利用としては、当該区域は「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農業振興地域であるため、配慮不要と考えております。これにより、石川河川公園の都市計画決定面積を約172.0ヘクタールから170.6ヘクタールに変更するものがあります。

この案件について、地元説明会を開催し、変更内容について説明を行いました。また、公聴会での公述の申出及び案の縦覧に対し、意見書の提出はございませんでした。説明は以上でございます。

【会長】（小林潔司君） ただ今、幹事から説明を受けました議案について、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。それではご質問がないようですので、表決に入りたいと思います。議第370号を議案どおり承認することについて、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【会長】（小林潔司君） ありがとうございます。ご異議がないようですので、原案どおり可決します。